資料2

追加規制改革事項等

平成27年6月10日 沖縄県 国家戦略特別区域会議

1. 都市再生・まちづくり分野

事項名	区域計画素案に記載の内容	都市計画法等の特例を活用しない理由
都市計画法等の特	旭橋都市再開発株式会社が、都市再開発法の特例	旭橋都市再開発株式会社による複合施設の整備につ
例(国家戦略市街	を活用し、モノレールの交通結節により、公共交	いては、事業を迅速に進めるため、区域計画(素案)
地再開発事業)	通の利便性を向上し、外国人を含む観光客にやさ	に位置づけたが、これを契機に、地権者等との調整が
	しい観光まちづくりを推進するとともに、観光案	順調に進み、従前通りの手続で事業を進めても、迅速
	内所・就業支援施設・県立図書館等の公共公益施	な対応が可能となったことから、都市計画法等の特
	設を始め、オフィス、商業施設等から構成される	例は、活用を見送ることとした。
	複合施設を整備し、国際的な経済活動の拠点形成	
	を図る。	

2. 観光分野

	事項名	規制改革の概要	関係各省見解の概要、WG開催状況	時期目途
1	ビザ要件の緩和等	外国人観光客数の増加に向け、現行	【WG開催状況】	①一部措置済、
		の数次ビザ対象国における申請書	平成 26 年 11 月 20 日、12 月 25 日 (法務省	逐次実施
		類の簡素化や有効期間の延長等を	のみ)	
		検討する。	【外務省】	②年内に結論
		また、沖縄科学技術大学院大学を始	①申請書類の簡素化や有効期間延長等	
		めとする県内の高等教育機関の外	・インドネシア等の国民に対する数次ビザ	
		国人研究者等の集積を促進するた	の発給要件の緩和等を実施。	
		め、その父母等も入国が容易となる	【法務省・厚労省】	
		よう、要件の緩和について検討す	②父母等の入国要件の緩和	
		る。	・高度人材の父母については、現行制度で	
			も入国・在留が可能。	
			・我が国の社会保障制度への影響等も勘案	
			し、総合的な観点から慎重に検討。	

	事項名	規制改革の概要	関係各省見解の概要、WG開催状況	時期目途
2	入管手続の迅速化	外国人観光客の増加に対応するた	【WG開催状況】	①措置済み、逐
		め、空港や港湾における出入国審査	平成 26 年 5 月 20 日、11 月 20 日、	次実施。
		に関連する業務の民間委託を拡充	12月25日	
		するとともに、自動化ゲートシステ	【法務省】	②年内に結論
		ムについて、その適用対象を数次ビ	①出入国審査関連業務の民間委託の拡充	
		ザ取得者等にも拡充することを検	・具体的な提案内容について、実務的に自治	
		討する。	体と協議。	
			②自動化ゲート対象者の拡充	
			・本年度の入管法改正により、自動化ゲート	
			対象者を拡大。更なる対象拡大については、	
			施行状況を踏まえて検討。	
3	外国人を含めたレ	外国人を始め、世界規模のスクーバ	【WG開催状況】	年内に結論
	ジャーダイバーガ	ダイビング指導団体が認定するダ	平成 26 年 11 月 20 日	
	イドの拡充	イビングガイド資格者については、	【厚労省】	
		試験ではなく、一定の研修課程終了	・民間団体の試験・資格を十分に情報収集	
		をもって、潜水士とみなすことを検	し、精査した上で検討。	
		討する。		
4	創業人材等の外国	沖縄科学技術大学院大学等の研究	【WG開催状況】	①今国会
	人材の受入れ推進	成果を活用したベンチャー企業の	平成 26 年 11 月 20 日、12 月 25 日 (法務省	
		創出を推進するため、外国人研究者	のみ)	②年度内に結論
		等を創業人材として受入れる新た	【内閣府・法務省】	
		な仕組みを構築するとともに、観光	①創業人材の受入れ	
		業務に関わる技能実習制度の対象	・地方自治体による事業計画の審査等を要	
		職種及び期間の拡大について検討	件に、「経営・管理」の在留資格の基準を緩	
		する。	和することを盛り込んだ特区法改正案を今	
			国会に提出中。	
			【法務省、厚労省、国交省】	
			②技能実習制度の対象職種及び期間の拡大	
			・技能実習制度の適正化等を内容とする法	
			案を今国会に提出中。	
			・実習の成果が評価できる公的評価システ	
			ム (試験制度) の構築及び業界内でのコンセ	
			ンサスが必要。	

	事項名	規制改革の概要	関係各省見解の概要、WG開催状況	時期目途
5	着地型旅行商品の	旅行者の多様なニーズに応じた着	【WG開催状況】	年内に結論
	販売等に関する規	地型旅行商品の提供が、地域の観光	平成 26 年 11 月 27 日	
	制緩和	協会や宿泊施設等においても容易	【国交省】	
		となるよう、特区内の旅行業者代理	・旅行業務取扱管理者の選任の義務付けは、	
		業者について旅行業法上の必置資	取引の公正、業務の適正を確保するため必	
		格である旅行業務取扱管理者に代	要であり、緩和は困難。	
		えて、一定の研修を終了した者を選	・沖縄県に限定した試験・研修等で対応可	
		任できることについて検討する。	能な地域的特殊性・理由が必要。	
6	外国人旅行者向け	外国人旅行者向け消費税免税制度	【WG開催状況】	平成 27 年度税制
	消費税免税制度	について、制度の運用状況を踏まえ	平成 26 年 11 月 27 日	改正で対応済
		つつ、現行の同一店舗における購入	【経産省・国交省】	
		額の下限規定の見直しを含め、税制	・平成 27 年度税制改正において、免税手続	
		改正の要望に向けた検討を行うと	の一括カウンターを実現。これに併せ、1つ	
		ともに、その他、外国人旅行者の更	の店舗で最低購入金額を満たさなくても、	
		なる消費拡大につなげるための方	各店舗で購入した商品の合計金額により最	
		策を検討する。	低購入金額を判断することも可能としたと	
			ころ。	